

第 2 1 7 回国会閣第 3 3 号に対する修正案

第 2 1 7 回国会衆議院経済産業委員会可決

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案に対する修正案

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「事業者が」の下に「その事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で」を加える。

第十四条第三項第六号中「事項」の下に「（当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。）」を加える。